

岡山県人権教育推進委員会第1回会議のまとめ

平成13年5月10日(木)に、岡山県人権教育推進委員会第1回会議が、「まきび会館」を会場に開催されました。

第1回会議は、役員を選任、諮問事項と教育委員会側からの説明等が行われました。本格的な審議については、第2回目からということであります。

今回は、ホームページに、諮問文、諮問理由、委員名簿、第1回会議のまとめ等を掲載します。

《 委嘱状交付 》

宮野教育長から、15名の委員(委員名簿参照)に委嘱状が交付され、教育長あいさつ、委員の自己紹介後、会長・副会長の選任を行いました。

《 役員を選任 》

委員による互選の結果、会長に柴田委員(就実女子大学学長)、副会長に森崎委員(岡山県生涯学習センター所長)と森川委員(赤坂町教育長)が選任されました。

《 諮 問 》

役員選任の後、教育長から会長に諮問(諮問書、諮問理由参照)がなされました。諮問後、事務局から、今後の審議日程案が示されました。

《 岡山県人権政策推進指針説明 》

本年3月28日に、岡山県が策定した岡山県人権政策推進指針について、事務局から説明されました。

《 人権教育関連事業説明 》

平成13年度、教育委員会が行う人権教育関連事業について、事務局から説明されました。

事務局からの説明について、委員から、今後の審議を進めていく上で確認の意味で質疑がなされました。



平成13年5月10日

岡山県人権教育推進委員会会長 殿

岡山県教育委員会教育長
宮 野 正 司

人権教育行政の推進の在り方について（諮問）

このことについて、次のとおり貴委員会の意見を求めます。

記

諮問第1号 人権教育行政の推進の在り方について

人権教育推進に関する支援体制の在り方

今後の同和教育行政の在り方

人権教育課題の把握の在り方

その他関連する重要事項

諮 問 理 由

我が国においては、日本国憲法の下で、すべての国民は基本的人権の享有を妨げられず、個人として尊重され、法の下に平等とされている。

しかしながら、今日、同和問題をはじめ女性、子ども、障害者、高齢者、在住外国人、患者等に対する差別や偏見、また、社会問題化しているいじめ問題等、なお解決すべき様々な人権問題が存在している。

最近では、情報化の進展に伴うインターネット上での差別事象などの新しい人権問題や家庭の変化に伴う子どもの虐待の問題なども発生している。

国においては、平成11年7月29日に人権擁護推進審議会から第1号諮問「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」に対する答申が出され、第2号諮問「人権侵害の救済に関する基本的事項」については、平成12年11月28日に「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」が発表された。

また、平成12年11月2日に与党三党によって提案された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が11月29日参議院本会議で可決・成立し、12月6日に公布、施行された。

岡山県においては、平成12年3月29日付けで、岡山県人権政策審議会から知事に対して、「岡山県の人権政策のあり方等について」の答申がなされ、この答申に基づき、平成13年3月28日に「岡山県人権政策推進指針」を策定したところである。

岡山県教育委員会としては、この推進指針に基づき、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、教育の果たす役割が重要であるとの認識のもと、人権教育を充実していくことが必要であると考えます。

このことから、人権が尊重された社会の実現を目指すため、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう学校教育、社会教育において、計画的・系統的に人権教育の推進を図る必要があり、推進に当たって、短期、中期、長期にわたる総合的な人権教育行政施策の在り方が早急に求められている。